

『しまね健康寿命延伸プロジェクト』健康長寿「+1」ロゴマーク 使用要領

(目的)

第1条 この要領は、島根県(以下、「県」という。)以外の者が、『しまね健康寿命延伸プロジェクト』健康長寿「+1」ロゴマーク(以下、「ロゴマーク」という。)を使用する場合について、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークに関する権限)

第2条 ロゴマークに関する一切の権限は、県に属する。

(使用の申請)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者は、別添『『しまね健康寿命延伸プロジェクト』健康長寿「+1」ロゴマーク使用マニュアル』を了知したうえ、使用申請書(様式第1号)に次の各号に定める書類を添えて、あらかじめ県健康推進課に申請しなければならない。

- (1) 申請者の事業概要がわかる資料
- (2) ロゴマークの使用内容がわかる企画書等
- (3) その他、必要と認める書類

(使用の基準)

第4条 県は、前条に規定する使用申請書を受理した場合は、その内容を確認し、当該使用が県の目的に合致すると認めるときは、使用を承認する書面を申請者へ送付する。

2 ロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を認めないものとする。

- (1) 県の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (2) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (3) その他、不相当と認めた場合

(使用の条件)

第5条 県は、必要があると認める場合には、ロゴマークの使用法その他について、条件を付することができる。

(使用上の遵守事項)

第6条 ロゴマークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用申請書に記載された内容のみに使用すること。
- (2) ロゴマークの一部のみを使用したり、又は変形させたり、他の図形や文字と重ねたり、レイアウト変更して使用しないこと。ただし、県が必要と認めた場合は、この限りではない。
- (3) ロゴマークを使用した場合には、使用実績(パンフレット等)を速やかに県に提出すること。

(経費等の負担)

第7条 県は、この要領によりロゴマークを使用した者に対し、その使用に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第8条 県は、ロゴマークの使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

(情報の公開)

第9条 県は、利用促進を図る観点から、ロゴマークの使用状況等に関する情報を公開することができる。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年7月31日から適用する。

島根県健康福祉部健康推進課長 様

『しまね健康寿命延伸プロジェクト』健康長寿「+1」ロゴマーク使用申請書

『しまね健康寿命延伸プロジェクト』健康長寿「+1」ロゴマークを使用したいので、下記のとおり申請します。

1 申請者

団体・事業者名		
申請者(代表者)	印	
所在地		
連絡先	担当者名	
	電話	
	FAX	
	E-mail	

2 使用計画

使用目的	
使用する内容	
使用期間(使用日)	
使用するロゴマークの色、大きさ、使用箇所、使用量等	
備考	

※使用しようとするチラシ、物品等のイメージがある場合は添付してください